

## 前橋市屋外広告物条例の改正に係るパブリックコメントの実施結果について

前橋市屋外広告物条例の改正に係るパブリックコメント（意見募集）を実施しましたので、その結果を次のとおり報告します。

### 1 実施概要

平成27年2月に北海道札幌市内で発生した屋外広告物の落下事故を受け、国が条例ガイドラインを改正し、群馬県も令和7年度からガイドラインに即した安全点検強化を目的とした条例改正を行いました。

本市においても、昨今の風水害や強風といった気象状況などを考慮し、安全点検のルールを強化する条例改正を行うこととし、条例改正案について、市民の皆さまの意見を反映させるためにパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

### 2 意見募集期間

令和7年8月25日（月）から9月24日（水）まで

### 3 意見提出結果

- (1) 意見提出者数 7人
- (2) 意見提出件数 11件
- (3) 意見の内訳

No.	項目	件数(件)
1	点検義務の周知に関する意見	4
2	管理責任に関する意見	3
3	安全点検報告書に関する意見	1
4	他市の条例との比較に関する意見	1
5	点検資格に関する意見	2
	合計	11

### 4 意見及び市の考え方の公表

前橋市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、いただいた意見に対する市の考え方を10月末より公表いたしました。

### 5 現在の状況

- ・条例改正議案を市議会第4回定例会に提出、可決（予定）。
- ・令和8年4月1日 改正前橋市屋外広告物条例施行予定。

## 6 提出された意見

No.	意見の概要等	意見に対する市の考え方
1	屋外広告物の許可申請が不要な小規模な店舗（表示面積が15㎡以下）にも点検の義務が課されることになるが、条例改正の趣旨がしっかり伝わるように周知してほしい。	小規模な店舗の方への周知として、今回のパブリックコメント（意見募集）において、前橋商工会議所、前橋東部商工会、富士見商工会に協力していただいたことから、改正条例が公布された後についても、市のホームページや広報まえばしに加え、同様に前橋商工会議所等へ周知を依頼して、お知らせしたいと考えております。
2	管理する責任のある人に所有者と占有者の追加とありますが、管理する責任のある人が増えた分、事故が起きた場合の責任の所在が不明確になるのではないかと。	事故等が起きた場合は、屋外広告物の許可申請があるものは許可の申請者とその屋外広告物を日常的に管理している人に責任があると考えます。許可申請のないもの、許可申請者が不明となった場合、所有者や占有者にも責任があるものとししました。
3	安全点検報告書の提出には写真や点検者の資格、点検内容を確認できる書類の添付が必要ではないかと。	現在でも屋外広告物の更新許可申請時には安全点検報告書、現状の写真の添付を求めています。点検者の資格を確認できる書類については安全点検報告書に添付を求めたいと考えております
4	群馬県や高崎市にも同様の条例がありますが、前橋市だけ強い規制がかかたりしないようにしてほしい。	群馬県では屋外広告物条例を改正済みで、本市においてもそれを参考に条例改正をするものです。高崎市では条例改正に向けて検討をしています。
5	点検は有資格者に限るとされたが、資格取得までの猶予期間を設けてほしい。  屋外広告物講習会の開催を夜間やオンライン開催にすると受講しやすい。	各自治体が主催する「屋外広告物講習会」の修了者は点検が可能な有資格者ですが、令和9年4月1日以降は4mを超える屋外広告物の点検はできなくなります。4mを超える屋外広告物の点検をする資格が必要な方は、1年間の猶予がありますので、その間に民間団体が主催する「屋外広告物点検技能講習」を修了する必要があります。なお、この資格取得には屋外広告物の工事経験が必要です。  群馬県内開催の「屋外広告物講習会」では、現在のところ、年に1回、会場で屋外外広告物等に関する法令、表示等の方法に関する事項、表示等に関する工事の施工等に関する事項の講習を行っています。